

長野県告示第215号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人グリーンアルム 福祉会	特別養護老人ホーム須坂荘	須坂市大字塩野951番地	令和3年4月1日

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人グリーンアルム 福祉会	特別養護老人ホーム須坂荘	須坂市大字塩野951番地	令和3年4月1日

(登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人グリーンアルム 福祉会	特別養護老人ホーム須坂荘	須坂市大字塩野951番地	令和3年4月1日

介護支援課

長野県告示216号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

(介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
長野広域連合	須坂荘	須坂市大字塩野951番地	令和3年3月31日

(短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
長野広域連合	須坂荘	須坂市大字塩野951番地	令和3年3月31日

介護支援課

長野県告示第217号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松本市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第218号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示します。

関係図書は、長野県建設部河川課及び長野県北信建設事務所中野事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

1 河川の名称

信濃川水系一級河川夜間瀬川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

下高井郡山ノ内町大字平穏字黒川1063番3地先から

下高井郡山ノ内町大字平穏字黒川1081番5地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 山ノ内町

住所 下高井郡山ノ内町大字平穏3352番地1

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面^{のり}で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和3年3月31日から道路の存続する日まで

河川課

長野県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画道路 3・5・6号出川浅間線

松本都市計画道路 3・6・8号末広線

2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画道路 3・5・6号出川浅間線

平成16年松本市告示第391号の土地の区域のうち松本市浅間温泉3丁目の一部を変更する。

松本都市計画道路 3・6・8号末広線

昭和55年長野県告示第135号の土地の区域のうち松本市浅間温泉3丁目を削除する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、松本市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画道路 3・4・6号岡谷川岸線

2 都市計画を定める土地の区域

岡谷都市計画道路 3・4・6号岡谷川岸線

平成28年長野県告示第394号の土地の区域のうち岡谷市川岸中二丁目並びに川岸中三丁目並びに川岸西一丁目の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、岡谷市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和3年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

(1) 氏名 柴田 博康

(2) 住所 長野県松本市蟻ヶ崎台18番11号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

選告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条の2第2項の規定により、令和3年4月25日参議院長野県選出議員補欠選挙を執行します。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

選挙すべき議員数 1人

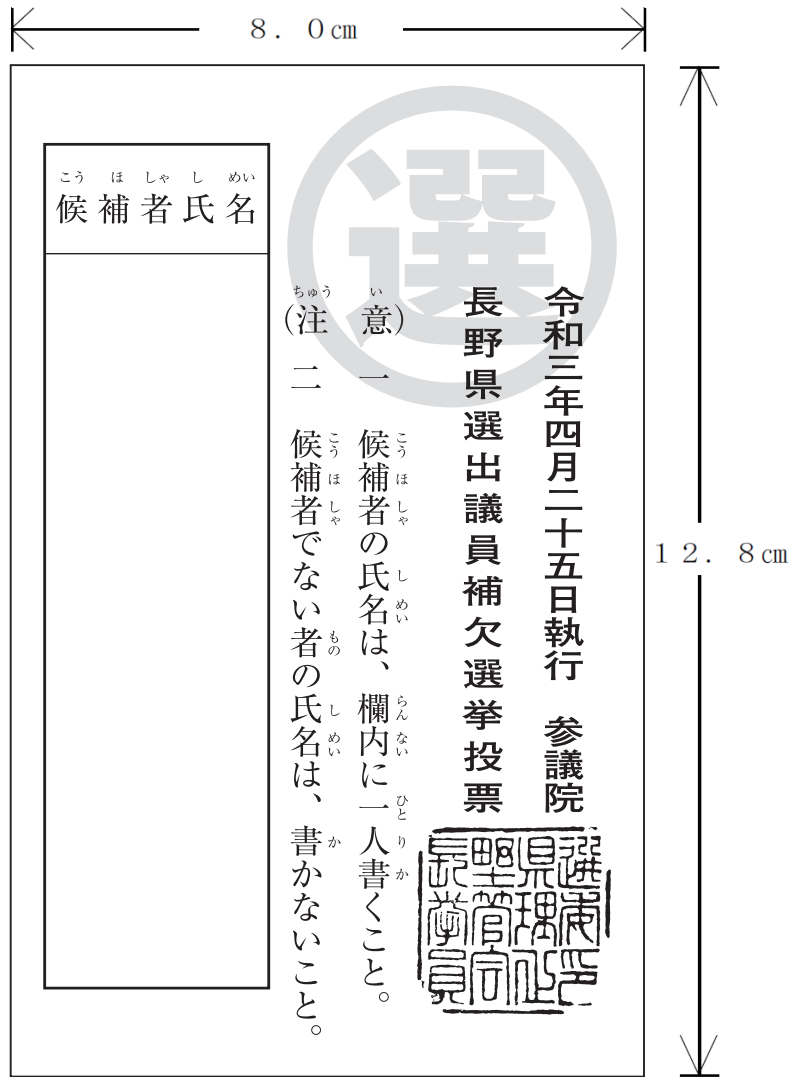
選挙管理委員会

選告示第13号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生



- (備考) 1 用紙はクリーム色に黒刷りとする。
 2 印は刷り込みによるものとする。
 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第14号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

職名	住所	氏名
選挙長	上伊那郡中川村葛島959番地1	北島靖生
選挙長の職務を代理すべき者	上田市常田2丁目27番9号 ラフィーネ上田 AXE404号	岩下秀樹

選挙管理委員会

選告示第15号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

選挙長の氏名 北島靖生

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、4月8日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県議会棟404号及び405号会議室

選挙管理委員会

選告示第16号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりです。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

令和3年4月8日

選挙管理委員会

選告示第17号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年4月9日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第18号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年4月8日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第19号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

選挙管理委員会

選告示第20号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県議会棟404号及び405号会議室
- 2 日時 令和3年4月28日 午後1時30分

選挙管理委員会

選告示第21号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和3年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

- 「特別養護老人ホーム 高山おんせん朝日ホーム 上高井郡高山村大字牧105
」を
- 特別養護老人ホーム 須坂荘 須坂市大字塩野951 」
- 「特別養護老人ホーム 高山おんせん朝日ホーム 上高井郡高山村大字牧105
」に改め、
- 「特別養護老人ホーム いで湯の里 下高井郡山ノ内町大字佐野
799-2 」を
- 「社会福祉法人グリーンアルム福祉会 特別 須坂市大字塩野951番地
養護老人ホーム 須坂荘
特別養護老人ホーム いで湯の里 下高井郡山ノ内町大字佐野
799-2 」に改める。

選挙管理委員会

参議院長野県選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和3年4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和3年4月8日

参議院長野県選出議員補欠選挙選挙長 北島靖生

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年4月22日 午後5時30分

選挙管理委員会